

## 施設設備整備区分(売店)

1 建築工事	市が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
(1)内装	売店内の間仕切りを除く全て	売店内の間仕切り	

2 電気設備	市が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
(1)動力及び 電灯コンセント電源	副メーター付分電盤及び照明灯 コンセント	運営事業者の理由による増加分	
(2)通信設備 ・電話設備	電話用接続口取付まで	外線接続手続き及び電話機の接続	
(3)照明設備	全て	運営事業者の理由による増加分	

3 空調設備	市が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
(1)冷暖房設備	全て	運営事業者の理由による増加分	
(2)換気設備	全て	運営事業者の理由による増加分	

4 給排水設備	市が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
(1)給水設備	全て		副メーターにより 使用量測定
(2)排水設備	全て		
(3)流し・手洗い設備	全て		
(4)その他			

5 その他	市が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
備品、什器類		レジスター 冷蔵ドリンクケース、カウンター等	
サイン工事		看板等必要に応じ	
保健所申請		申請手数料	必要に応じ
光熱水費、廃棄物処理 費、清掃、警備費用		実費	